

令和 7 年 7 月 1 日

航空局安全部安全政策課

航空安全推進室

モバイルバッテリーを収納棚に入れないで！**～ 7 月 8 日から機内での取扱いが変わります～**

国内外において、機内でのモバイルバッテリーの発煙・発火等の事例が発生しているところ、これらを早期に発見し対応を図ることにより客室安全の一層の向上を図るため、7 月 8 日から、モバイルバッテリーを機内に持ち込む際は収納棚に入れずに、常に状態が確認できる場所に置いていただく取扱いに変更いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

スマートフォン、タブレット端末やゲーム端末等の携帯用電子機器の普及拡大により、モバイルバッテリーを持ち運ぶ方が増えていますが、モバイルバッテリーに使用されているリチウムイオン電池は、外部からの衝撃等による内部短絡や過充電等により発熱、発火等のおそれがあります。

現在、国土交通省では、国際民間航空機関が定める国際基準に基づき、機内預け入れ荷物にモバイルバッテリーを含めることを禁止しているほか、機内持込みについても持込み可能なモバイルバッテリーの個数・容量を制限しているところです。

我が国のエアラインにおいても、機内でモバイルバッテリーが発煙・発火等する事例は発生しておりますが、いずれも早期の発見により的確な対応が図られております。一方、本年 1 月に韓国・金海空港で発生したエアプサン航空機炎上事故では、これまでの韓国事故調査当局による調査により、モバイルバッテリーからの発火が原因である可能性が指摘されています。

こうした中、国土交通省では、機内におけるモバイルバッテリーの発煙・発火等への対応を強化し、客室安全の一層の向上を図るため、航空関係団体（定期航空協会）と連携し、本邦定期航空運送事業者の統一的な取組として、本年 7 月 8 日から、以下の 2 つを協力要請事項として新たに講ずることとしました※ので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※外国航空会社に搭乗する場合には、各航空会社の指示に従ってください。

- ① モバイルバッテリーを座席上の収納棚に収納しないこと。
- ② 機内でのモバイルバッテリーから携帯用電子機器への充電又は機内電源からモバイルバッテリーへの充電については、常に状態が確認できる場所で行うこと。

添付資料：別紙 1 モバイルバッテリーの持込みにご注意ください！

別紙 2 航空関係団体（定期航空協会）によるプレスリリース

<問合せ先>

航空局安全部安全政策課 梶原（内線 50104）、田端（内線 50123）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8737（直通）

航空安全推進室 松村（内線 50145）、原（内線 50163）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8731（直通）

モバイルバッテリーの持込みにご注意ください！

モバイルバッテリーに使用されているリチウムイオン電池は、衝撃や損傷等により発火し、火災に至るおそれがあります。

航空機内におけるモバイルバッテリーの発火等への対応を強化し、客室安全の一層の向上を図るため、モバイルバッテリーの機内持込みについて、以下の対応をお願いいたします。



【出典】NITE

1. 機内預け入れ荷物に入れないで！

預け入れ荷物に入れることは禁止されています。
必ず機内に持ち込んでください。



2. 短絡しないように個々に保護！

予備のバッテリーパックには、端子に絶縁テープを貼る、ケースや収納袋に入れる、複数のバッテリーや金属品と同じ袋に入れないなど、短絡を防ぐこと。



3. ワット時定格量(Wh)を確認！

ワット時定格量が160Whを超えるものは禁止されています。
160Wh以下のものであることをご確認ください。
(100Whを超え160Wh以下のものは2個まで)



●●●●株式会社
定格容量: 27,000mAh
公称電圧: 3.7V (99.9Wh)



NEW

令和7年7月8日から

4. 収納棚に収納しないで！

座席上の収納棚に収納せず、お手元で保管してください。



5. 使用する際は常に状態が確認できる場所で！

機内でのモバイルバッテリーから携帯用電子機器への充電又は機内電源からモバイルバッテリーへの充電については、常に状態が確認できる場所で行ってください。



※: 1～3は航空法第86条に基づく義務事項、4・5は協力要請事項

リチウムイオン電池は、小型で大容量の電力を供給することができるため、非常に利便性の高いものである一方、熱暴走により発火に至るおそれのある**危険物**でもあります。

安全な空の旅のため、十分に確認をお願いします。

※外国航空会社に搭乗する場合には、各航空会社の指示に従ってください。

2025年7月1日
定期航空協会
会 員 各 社

【共同プレスリリース】

航空機内でのモバイルバッテリーの取り扱いについて

定期航空協会では、国土交通省と連携し、航空機内におけるモバイルバッテリーの発煙・発火等への対応を強化し、客室安全の一層の向上を図るための本邦航空運送事業者の統一的な取り組みとして、7月8日より以下の事項を会員航空会社全社にて対応することといたしました。

国内外において機内でのモバイルバッテリーの発煙・発火等の事例が発生しています。

韓国の金海空港で発生したエアプサン航空機火災事故（本年1月）についても、韓国事故調査当局による調査により、モバイルバッテリーからの発火が原因である可能性が指摘されています。

モバイルバッテリーを預け入れ荷物に入れることは禁止されていますが、今後モバイルバッテリーを機内に持ち込む場合の取り扱いについて、下記のとおりご協力をお願いいたします。

- ① モバイルバッテリーを座席上の収納棚に収納しないでください。
- ② 機内でのモバイルバッテリーから携帯用電子機器への充電又は、機内電源からモバイルバッテリーへの充電については、常に状態が確認できる場所で行ってください。

＜添付資料：別紙1 国土交通省によるプレスリリース＞

航空機内におけるモバイルバッテリーに起因する火災事故等に未然に対応し、お客様に安心して快適な空の旅をお過ごしいただけますよう、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。



＜本リリースに関するお問い合わせ先＞ 定期航空協会 事務局担当：尾崎、笠井
連絡先 TEL：03（5445）7136

【定期航空協会について】

名 称 ： 定期航空協会（The Scheduled Airlines Association Of Japan）

設立日 ： 1991 年 12 月 6 日

目 的 ： 航空運送事業に関する諸般の調査、研究等を行い、我が国の航空運送事業の健全な発展を促進することを目的とする。

主な事業活動 ： （１）航空運送事業に関する調査、研究
（２）政府、国会、政党等に対する陳情、要望
（３）航空利用者等への広報活動
（４）法務関係諸問題に関する事項
（５）その他本会の目的を達成するために必要な事項

会員社数 ： 19 社 ※2025年7月1日時点